# ○二松学舎大学における障害のある学生等の 修学等支援に関する規程

(平成28年3月22日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)その他の法令の定めるもののほか、二松学舎大学における障害のある学生等への支援に関する方針に基づき、二松学舎大学(以下「本学」という。)が障害のある学生等(以下「障害学生等」という。)を受け入れ、修学等のために必要かつ適切な支援を行うための体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

# (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「学生等」とは、本学に在籍する学生、科目等履修生、研究生、本学に入学を希望する者、本学入学 志願者、入学試験合格者、入学手続完了者、公開 講座等の受講者をいう。
  - (2) 「障害学生等」とは、学生等のうち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
  - (3) 「修学等」とは、学生等が本学に在籍する期間中の学生生活全般(本学又は本学の教育課程に基づく授業科目の履修、本学が行う各種講座の受講、課外活動、本学の施設設備の利用、本学の教育課程や本学の各種制度に基づく学外実習や合宿等)に関するもの、並びに入学前の学生募集イベントへの参加及び本学入学試験受験に付随するもの全般をいう。ただし、学外実習や合宿等を除き、本学内での学生生活等に伴うものに限るものとする。

# (学長の責務)

- 第3条 学長は、障害学生等が修学等において不利益 を被ることのないよう配慮するとともに、障害学生等 の修学等支援方策を推進する責務を負う。
- 2 学長は、本規程第1条に規定する目的を達成し、支援を遂行するため、教職員の理解促進及び意識啓発並びに必要な施設・設備の整備及び予算措置を講じるよう、努めなければならない。

### (学部長及び研究科長の責務)

第4条 学部長及び研究科長は、学長の命を受け、当該 学部又は研究科に在籍する障害学生等が修学等にお ける不利益を被ることのないよう、具体的支援の方策 等を講ずる責務を負う。

#### (教職員の責務)

第5条 本学に所属するすべての教職員(専任、非常勤等の別を問わない。)は、障害学生等が修学における不利益を被ることのないよう配慮するとともに、障害学生等の修学等支援に積極的に協力するよう努めなければならない。

#### (支援実施体制)

- 第6条 障害学生等の修学等支援の基本方針及びその 方策の策定は、大学運営会議が行うものとする。
- 2 前項の修学等支援の基本方針及びその方策の策定 に当たり、大学運営会議は次に掲げる事項について審 議する。
  - (1) 基本的な対応方針に関すること。
  - (2) 修学等支援に必要な連絡調整に関すること。
  - (3) 施設設備に関すること。
  - (4) 障害学生等の支援に関する啓発活動に関すること。
- (5) その他、障害学生等の支援に関し必要な事項。
- 3 障害学生等の修学等支援については、当該障害学 生等が在籍又は志望する学部又は研究科が主たる責 任を持ち行うものとする。

## (支援の意思表明)

- 第7条 障害学生等への修学等支援は、原則として障害学生等本人からの修学等に関する支援を必要としている旨の意思の表明(以下「意思の表明」という。)があった場合に行うものとする。
- 2 意思の表明に当たっては、障害学生等本人による意思の表明が困難な場合は、保証人又は意思の表明のためのコミュニケーションを支援する者(以下「保証人等」という。)が本人を補佐して行うものを含むものとする。
- 3 意思の表明が困難な障害学生等が、保証人等が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害学生等が支援を必要としていることが明白である場合には、当該障害学生等に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、積極的な支援への取組に努めるものとする。
- 4 意思の表明は、原則として所定の申請書を提出することにより行うものとする。

# (合理的配慮の提供)

- 第8条 前条の意思の表明があった場合は、本学は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害学生等の権利利権を侵害することとならないよう、当該障害学生等の性別、年齢及び障害の状況に応じて、修学等に係る支援について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を行うよう努めなければならない。
- 2 合理的配慮の検討は、その権利の主体が障害学生 等本人にあることを踏まえ、本人の要望に基づいて行 わなければならない。検討に当たっては、障害の特性 や支援が求められる具体的場面や状況に応じ、当該 障害学生等が現に置かれている状況を踏まえ、支援の

程

手段及び方法について、代替措置の選択も含め、当該 障害学生等と本学双方の建設的対話による相互理解 を通じて合意形成を図り、必要かつ合理的な範囲で、 柔軟に対応するものとする。

- 3 合理的配慮の具体的な手段や方法等については、本 規程第12条に規定する相談窓口となる部署又は関係 部署等が適切に定めるものとする。ただし、授業科目 における合理的配慮の提供に関しては、学務局長が、 該当する授業科目担当教員に対して合理的配慮の具 体的内容及び当該障害学生等の障害の状況等を周知 し、当該授業科目における適切な対応を依頼するもの とする。
- 4 合理的配慮の提供に当たっては、必要に応じ、学外の団体等(地方公共団体、NPO、障害者関係団体、 医療、福祉、労働関係機関等)との連携についても検 討するものとする。

(授業科目における合理的配慮に係る留意事項等)

- 第9条 前条の合理的配慮の提供に当たり、各授業科目を担当する教員は、特に情報保障の観点に留意の上、できるだけ当該障害学生等の要望に基づき適切な対応に努めなければならない。
- 2 授業科目における試験等の実施については、障害学生等の実質的な公平性が担保されるよう、適切な合理的配慮(試験時間の延長、試験問題用紙及び解答用紙の拡大、別室での受験、その他障害の状況等に応じた適切な配慮等)を行わなければならない。

(合理的配慮における過重な負担の判断)

- 第10条 合理的配慮を行うに当たり、その実施に関する 過重な負担の考え方については、個別の事案ごとに以 下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総 合的・客観的に判断しなければならない。
  - (1) 授業等実施への影響の程度(当該授業科目の本質や目的を損なうか否か。他の受講学生等への影響)
  - (2) 実現可能性の程度(物理的制約、人的・体制上の制約)
  - (3) 費用・負担の程度
- 2 個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討 を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過 重な負担に当たると判断してはならない。
- 3 合理的配慮の実施が、本学にとって過重な負担に当 たると判断した場合には、当該障害学生等にその理由 を説明するものとし、理解を得るよう努めなければな らない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

- 第11条 合理的配慮の提供に当たり、正当な理由なく障害を理由として各種機会の提供を拒否し又は提供に当たって場所・時間帯などを制限し、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付す、などのことは禁止する。
- 2 障害学生等の事実上の平等を促進し、又は達成する ために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いには

当たらない。

3 合理的配慮を提供するために必要な範囲で、障害学生等に障害の状況等を確認することは、不当な差別的 取扱いには当たらない。

(相談等の窓口及び学内連携)

- 第12条 障害学生等からの修学等支援についての申請窓口及び当該申請に関連する第一次相談窓口は、当該障害学生等の在籍期間中は原則として学生支援課が、入学前は入試課がそれぞれこれに当たる。
- 2 学生支援課又は入試課は、修学等支援に関する相談内容を十分把握し、合理的配慮の提供に関し、その具体的内容について責任をもって迅速に当該相談に応じなければならない。また、学生支援課又は入試課は、必要に応じて関係事務部署及び関係部局(以下「関係部署等」という。)に対して当該相談の場への同席を求め合理的配慮の具体的提供内容を協議するものとする。さらに事案により関係部署等に当該相談内容及び合理的配慮の具体的提供内容の検討を引き継ぐものとする。
- 3 前項の引き継ぎを受けた関係部署等は、責任をもって迅速に当該障害学生等と直接相談に当たらなければならない。その場合、当該相談内容及びその相談の結果として提供することとなった合理的配慮の具体的内容を、学生支援課に文書で報告するものとする。
- 4 学生支援課は、実際の相談事例及び合理的配慮の 具体的提供内容について、障害学生等のプライバシー に配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供 等に活用するものとする。

(合理的配慮の決定等に係る異議の申し立て)

- 第13条 合理的配慮の提供内容に関し障害学生等と本学との間で合意が得られない場合、又は決定した合理的配慮の内容に関し障害学生等が不服を唱えた場合は、障害学生等は、本学内に設置される第三者的視点から調整を行う機関に異議を申し立てることができる。
- 2 前項の第三者的視点から調整を行う機関として、障 害学生等支援に関する調整のための委員会を設置す る。なお、当該委員会は、前項の異議の申し立てがあ った場合に設置するものとする。
- 3 前項の委員会の組織・運営等については、別に定める。

(学生による支援)

- 第14条 本学に在籍する学生は、障害学生等の修学等に関しその支援行為が必要と思われる場に居合わせた場合は、積極的に当該支援行為を行うよう努めなければならない。
- 2 合理的配慮の提供にあたり、その手段の一つとして、本学学生による障害学生等の修学等を支援する者(以下「学生サポーター」という。)を置くことができる。学生サポーターについては、別に定める。

(情報公開)

第15条 本学は、障害学生等に対し本学の受入れ姿勢

- や方針を明確に示すとともに、次に掲げる各号について広く社会に向けて公表するものとする。
- (1) 入学試験における障害のある受験者への配慮の 内容
- (2) 本学構内のバリアフリーの状況
- (3) 入学後の支援内容・支援体制(支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援内容等)
- (4) 受入れ実績(入学者数、在学者数、卒業・修了者 数、就職者数等)
- (5) その他必要な事項
- 2 前項の公表に当たり、本学ホームページに掲載する際には、障害学生等の利用を念頭に置き、情報アクセシビリティに配慮するよう努めるものとする。

(事務担当)

第16条 障害学生等の支援に関する事務は、学生支援 課が主管し、関係部署等が協力・分担して行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学審議会及び大学運営 会議の議を経て学長の承認を得たのちに理事会が行 う。

## 附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。